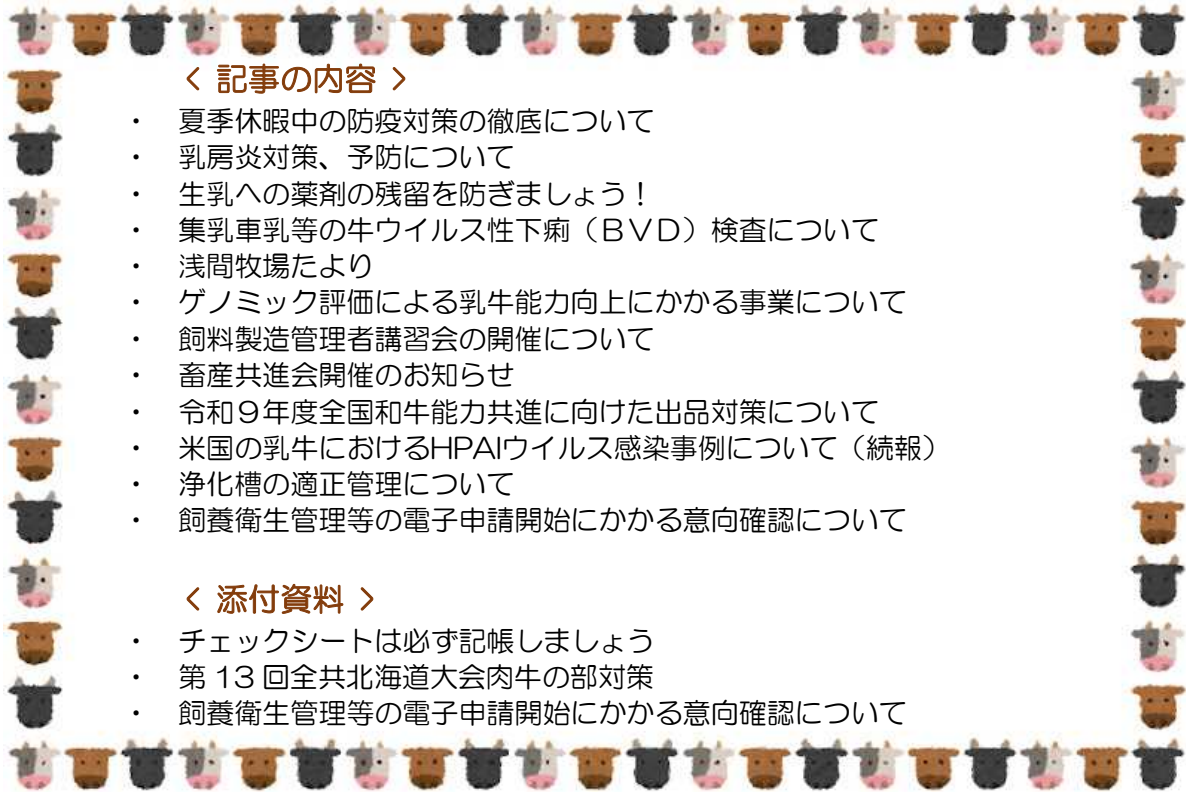


# ～ やえがさたより ～

令和6年8月号



## ＜ 記事の内容 ＞

- ・ 夏季休暇中の防疫対策の徹底について
- ・ 乳房炎対策、予防について
- ・ 生乳への薬剤の残留を防ぎましょう！
- ・ 集乳車乳等の牛ウイルス性下痢（BVD）検査について
- ・ 浅間牧場たより
- ・ ゲノミック評価による乳牛能力向上にかかる事業について
- ・ 飼料製造管理者講習会の開催について
- ・ 畜産共進会開催のお知らせ
- ・ 令和9年度全国和牛能力共進に向けた出品対策について
- ・ 米国の乳牛におけるHPAIウイルス感染事例について（続報）
- ・ 浄化槽の適正管理について
- ・ 飼養衛生管理等の電子申請開始にかかる意向確認について

## ＜ 添付資料 ＞

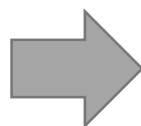
- ・ チェックシートは必ず記帳しましょう
- ・ 第13回全共北海道大会肉牛の部対策
- ・ 飼養衛生管理等の電子申請開始にかかる意向確認について

## ● 夏季休暇期間中の防疫対策の徹底について

韓国では令和5年5月に4年ぶりに口蹄疫が発生したほか、中国やタイ、マレーシアなど、アジアの多くの国々で口蹄疫の発生が続いています。令和6年1月～6月の訪日外国人観光客数はコロナ禍前を超えて過去最高となっていますが、これから夏季休暇期間を迎えるに当たり、日本人観光客も多く海外へ渡航することが想定されます。わが国へ口蹄疫が侵入するリスクが極めて高い状況が続いていることから、改めて飼養衛生管理基準の遵守について確認するとともに、石灰散布や消毒など基本的な衛生対策を徹底しましょう。

- 1 口蹄疫発生地域への不要不急の海外渡航は自粛しましょう。
- 2 外国人従業員を受け入れている場合は、日本への持ち込みが禁止されている肉製品等が持ち込まれることのないよう、周知を徹底してください。
- 3 衛生管理区域内に関係者以外が立ち入らないように、看板等を設置しましょう。
- 4 衛生管理区域内に立ち入る場合は、専用の衣服・長靴等を着用し、消毒を徹底しましょう。

※農林水産省ホームページ  
「口蹄疫に関する情報について」  
はこちら



## 乳房炎対策、予防について

乳房炎が増える季節になりました！酪農家の方は日々対応に苦慮されていると思います。暑熱ストレスは免疫力の低下を引き起こすため、夏は乳房炎の重症化や体細胞数が高くなる傾向がみられます。乳房炎の原因は環境要因、牛側の要因、人為的要因と様々ですが、牛ごとの状態と原因を見極めて、それに応じた治療をしましょう。

オンファームカルチャーという、農場で乳汁を培養し、乳房炎の原因が細菌であるかを知る方法があります。細菌が原因でない場合は抗生物質を使用する必要がないため、抗生物質薬代や乳の廃棄などによる経済的損失（下表）を減らせる可能性があります。結果を蓄積 → 農場獣医師と情報を共有 → 農場の傾向を探ることで、よりの確な乳房炎対策が可能になります。

10日間乳を廃棄した時に予想される経済的損失

1日の乳量	乳価	抗生物質薬代	経済的損失
20L	115円	300~3000円	約24,500円
30L			約36,000円
40L			約47,500円

### 乳房炎不活化ワクチンについて

廃用リスクの高い急性大腸菌性乳房炎は、ワクチンによる予防法もあります。接種プログラムは牛ごとに分娩前後に3回の接種です。獣医師の指示の下、牛群に一齐接種した農場で、急性大腸菌性乳房炎の発症頭数が減少し、治療回数が減少した報告がありました（『家畜診療』2024年7月号より）。

大腸菌による乳房炎の被害が大きい農場は、ワクチン接種による予防法も検討してみてもいいでしょうか。担当の獣医師にご相談ください。

#### 通常の接種プログラム



#### 一齐接種の接種プログラム



農場によって最適な乳房炎対策は変わってきますが、適切な治療と予防対策で乳房炎による経済損失を減らせるよう、取り組みを続けていきましょう。

## 生乳への薬剤の残留を防ぎましょう！

各団体で配布されている、生乳生産管理チェックシートの記入を徹底していただくようお願いいたします。

ミルカー洗浄消毒や治療に使った使用薬剤、使用月日、出荷再開日は必ず記録を残し、用法用量・休薬期間を守って正しく使ってください。

チェックシートの記録は、安全安心な生乳を担保する大事な証拠です。毎日の作業のなかに組み込み、忘れないようにしましょう。

## 集乳車乳等の牛ウイルス性下痢（BVD）検査結果について

BVDは慢性の下痢や流産を引き起こす届出伝染病で、継続的にウイルスを排出する持続感染（PI）牛の摘発が農場の汚染を防ぐために重要です。

令和6年7月、県央CS等で集乳車やバルク乳による検査を実施しました。結果は、BVDウイルスは検出されず、PI牛は摘発されませんでした。なお、次回は1月頃の検査を予定しています。



集乳車ででの検査のほか、導入牛、導入牛の産子や預託牛の産子のBVD検査でPIを摘発した事例がありますので、導入や預託の多い農場は検査を御検討ください。

## 浅間牧場たより

浅間牧場の夏がやってきました。牛たちは見晴らし牧場の青々とした牧草地で気持ちよさそうに過ごしています。

4月から県内各地域から牛が集まり、6月末時点で230頭が入牧しました。そのうち、39頭が東部管内からの入牧牛です。



浅間牧場の7月上旬の気温は、最低16.9℃、最高27.2℃でした（嬭恋村の気象庁データより）。

**\*6月に入牧希望のキャンセルがあり、東部の割当て枠に若干空きがあります。入牧希望がある方は、早めに家保または市町村担当者あてに連絡をお願いします。**

## ゲノミック評価による乳牛能力向上にかかる事業について

群馬県では酪農生産基盤強化対策として、農場での乳牛のゲノミック評価を後押しし、「ゲノミック評価による乳牛能力向上加速化」を推進しています。事業内容については以下のとおりです。詳しくは、家保または米麦畜産課畜産振興係（Tel：027-226-3106）にお問合せ下さい。

(1) ゲノミック評価検査費用補助 (50 頭)

血統登録した (または申請中) 乳用メス牛のゲノミック評価検査費用の 2 分の 1 を補助。  
(上限 5,500 円)

(2) ゲノミック評価牛からの採卵費用補助 (12 頭)

血統登録した (または申請中) 乳用メス牛の採卵費用の 2 分の 1 を補助。  
(上限 25,000 円)

\* (1) (2) を同時申請することも可能です。

## 飼料製造管理者講習会の開催について

落花生油かすを原料とする飼料、または、抗菌性物質製剤を含む飼料等を製造している場合、自家配合農家においても飼料製造管理者の設置が必要とされています。

- 申請期間：令和6年7月16日～8月30日 \* 郵送は必着
  - 開催日：令和7年1月8日～2月28日 (受講期間)、2月28日 (試験日)
  - 受講方法：e-ラーニングシステムでの動画視聴 (一時中断可能)  
\* 4 時間講義×9 回、全 36 時間
  - 試験方法：最寄りのテストセンターでコンピュータによる試験を実施
  - 受講料：48,500円 \* 別途サブテキスト代要。
  - 問合せ先：独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部 飼料管理課
- ※申請書、開催情報 (FAMIC ホームページ) → [http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2\\_koshu.html](http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html)

## 畜産共進会開催のお知らせ

○東部地域予選会 (出品者農場における巡回審査)

(1) 開催日

繁殖和牛の部：令和6年9月17日 (火)

乳牛の部：令和6年9月24日 (火)

(2) 申込方法

出品を希望される方は、家畜保健衛生所までご連絡ください。

関係書類をお送りします。(申込〆切り 9月6日)



○群馬県畜産共進会

山羊の部：令和6年 8月23日 (金) 渋川家畜市場

繁殖和牛の部：令和6年10月23日 (水) 群馬県畜産試験場

乳牛の部：令和6年10月25日 (金) 群馬県畜産試験場

## 令和9年度全国和牛能力共進に向けた出品対策について

別添資料のとおり、350 個の優良受精卵を令和6年 11 月に移植する予定です。事前の配布調整が9月から行われる予定ですので、依頼があった場合はご協力をよろしくお願いいたします。



## ● 米国の乳牛におけるHPAIウイルス感染事例について（続報）

令和6年3月以降、米国で飼養される乳牛において高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルスの感染事例が摘発されています。4月29日以降は州境を越えて移動する搾乳牛はHPAI検査を行うことが義務付けられ、7月19日時点で13州、168農場で感染が確認されています（と畜される牛は検査対象外）。感染牛では泌乳量減少や、食欲不振等の症状が認められますが、症状は軽く、10日程度で回復しています。

人への感染事例は、4月1日以降、感染した牛と接触した4名のHPAI感染が確認されていますが、いずれも軽症であり、一般市民への感染リスクは低いとされています。また、米国食品医薬品局（FDA）および米国農務省（USDA）は市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されているので、市場における乳の供給は安全性が確保されているとしています。肉用牛では確認されておらず、市場のひき肉サンプルの調査で、これまでにウイルスは検出されていません。

米国から日本への生体牛の輸入は2003年以降停止されており、感染牛が日本に入ることはありません。現時点では大きな懸念はないとされていますが、引き続き動向を注視する必要があります。



## ● 浄化槽の適正管理について

排水処理施設は機器の動作状況を確認するだけでなく、曝気槽の管理が重要です。

活性汚泥法の場合、曝気槽の泡の状態や色、活性汚泥の容量（SV）、処理水の色・透視度・臭い・水素イオン濃度・各窒素濃度等を定期的に確認する必要があります。

特にSVや透視度は活性汚泥の健康のバロメータですので、定期的に測定して変化があった時は、原因を究明し、速やかな対応を心がけましょう。

また、高度処理装置や脱臭装置の導入を検討している方は別添の令和6年度畜産経営環境周辺設備支援事業の活用もご検討ください。

## ● 飼養衛生管理等の電子申請開始にかかる意向確認について

毎年報告をいただいている「定期報告」等の飼養衛生管理にかかる報告・手続きについて、令和7年2月分から、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を用いた報告が可能となります。

※「家きん一斉点検」に関しては、今年の秋から報告が可能となります。

詳細は添付資料をご覧ください。各経営体のgBizID等の登録状況・電子申請の利用希望などについて別紙に記入し、12月27日までに東部家保へ報告をお願いします。



### 《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課までご連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）

〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3

電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

※「やえがさだより」は、群馬県ホームページにも掲載しています。ご活用ください。

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

# チェックシートは必ず記帳しましょう！

## ■衛生管理チェックシート

令和6年4月

1日(月)	回数	バルク乳温		異常乳の混入がないことの確認	ミルク洗浄		バルク洗浄		ミルク・バルクが正常に作動した	動物用医薬品等の投与の有無 (乾乳軟膏の使用含む)
		搾乳前 ℃	搾乳後 (分後) ℃		アルカリ・殺菌剤	酸性	アルカリ・殺菌剤	酸性		
1	1回目	4.0	4.2	✓	✓	✓			✓	有
	2回目	✓	4.3	✓	✓		✓	✓	✓	・
	3回目								無	頭

【毎日記帳するもの】

- ・ ミルカー・バルククーラーの洗浄確認記録
- ・ バルククーラー乳温記録
- ・ 動物用医薬品の使用の有無

備考  
(出荷頭数・乳量等を任意に記入)

【その都度記帳するもの】

- ・ 動物用医薬品の投与記録
- ・ 牛舎消毒薬等の使用記録
- ・ 農薬の使用記録

※抗生物質以外の薬剤も記入が必要です。

## ■動物用医薬品等の投与・出荷再開記録

生産者記入欄							
記録月日 (初回治療)	治療牛コード/号 ・耳標番号等	マーキング 等の実施	最終治療 月日	出荷できない 期間	残留確認検査 (陰性検査日) サンプルNo.	出荷日	診療記録・ 指示書の有無 指示書No.
4月1日 (午前/午後)	052 耳標: 1234567890	有・無	4月4日 (午前/午後) 10時	生乳72時間 肉 日間	4月7日 No. 3	4/8	有・無 No. 274

特に記入を忘れが

※赤枠内は獣医師の指示書があっても記載が必要です。(指示書に同内容を直接記入でも可)

獣医師からの診療記録・指示書等がある場合は、記入の必要なし。ただし、参照できるよう整理・保管。			
病名	使用薬剤名	治療方法	治療分界
	獣医師の指示書等が保管されていれば記載の必要はありません。 ※無い場合は記載が必要です。	静注、経口、筋注、注人、 挿入、ほか( )	左前、右前 左後、右後

特に記入を忘れが

※なお、使用薬剤名は獣医師からの指示書等がある場合は、記載の必要はありません。指示書等が無い場合は記載が必要です。

## ■乾乳軟膏の使用記録

生産者記入欄						使用薬剤名	
使用日	治療牛コード/号 ・耳標番号等	マーキング 等の実施	分娩日	残留確認検査 (陰性検査日) サンプルNo.	出荷日	診療記録・指示書等がある場合は記入の必要なし。ただし、参照できるよう整理・保管。	
4月1日	052 耳標: 1234567890	有・無	5月30日	6月5日 No. 4	6/7	獣医師の指示書等が保管されていれば記載の必要はありません。 ※無い場合は記載が必要です。	

特に記入を忘れが

※赤枠内は獣医師の指示書があっても記載が必要です。(指示書に同内容を直接記入でも可)

# 第13回全共 北海道大会 肉牛の部対策

県事業

令和4年度に開催された第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会では、関係者が一丸となった取組により群馬県として過去最高の成績を収めることができました。次回、令和9年度第13回全国和牛能力共進会北海道大会では、鹿児島大会以上の成績を獲得するため、令和5年度から出品対策を実施しますので、ご協力をお願いします。

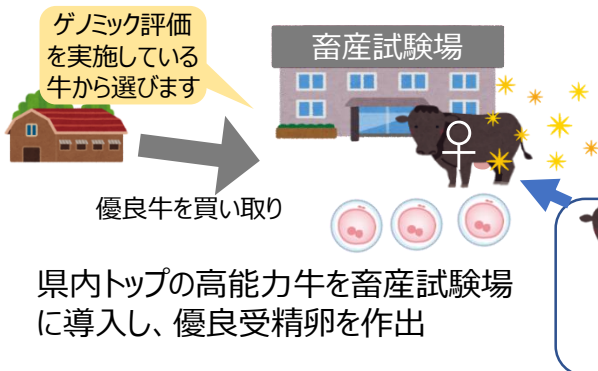
鹿児島大会の肉牛の部での  
勝因の1つ！

ゲノミック評価の精度の高さと多くの候補牛がいたからこそ、高レベル牛が出品できた

北海道大会では、多くの候補牛を作り、より高レベルな牛を選抜する！！

## 畜産試験場での作出

採卵用優良繁殖雌牛の買い取りをお願いしたときには、ご協力をお願いします。



## 農家での作出

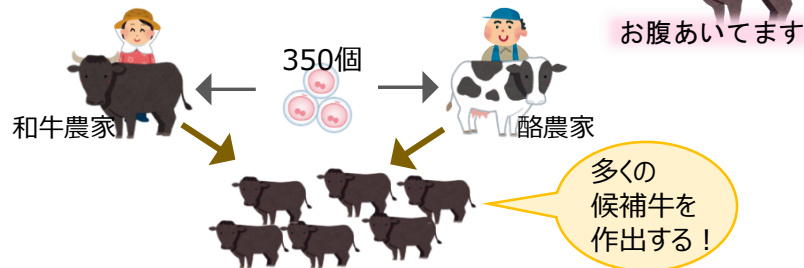
優良繁殖雌牛の採卵をお願いしたときには、ご協力をお願いします。



## 県内繁殖農家の受卵牛に移植

1頭でも多くの候補牛を作出するためおなかを空けておいてください！！

県内の牛農家（和牛農家も酪農家も）  
総出で350頭の移植できる牛を探し、移植



R5とR6で**350個の優良受精卵**を作出する！

R5年度は合計150卵の受精卵を作出する見込み！残り200卵はR6年度に作出！

**350個の優良受精卵**を令和6年11月に移植する！

<北海道大会における肉牛の部のスケジュールの予定>

出品区名	出品条件	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
第8区 (去勢肥育牛)	生後24か月未満	①畜産試験場の優良牛から採卵 ②県内農家の優良牛から採卵 候補牛作成のための 受精卵採取開始！！	9月 10月 11月 受精卵 受精卵 移植 配布調整 配布 授精	8月27日以降 分娩	12月～1月頃 候補子牛 販売会	24か月齢未満が出品条件 北海道大会
			子牛生産農家での管理		肥育農家での肥育	



家畜飼養者 様

東部家畜保健衛生所長 小淵 裕子

### 飼養衛生管理等の電子申請の開始にかかる意向確認について

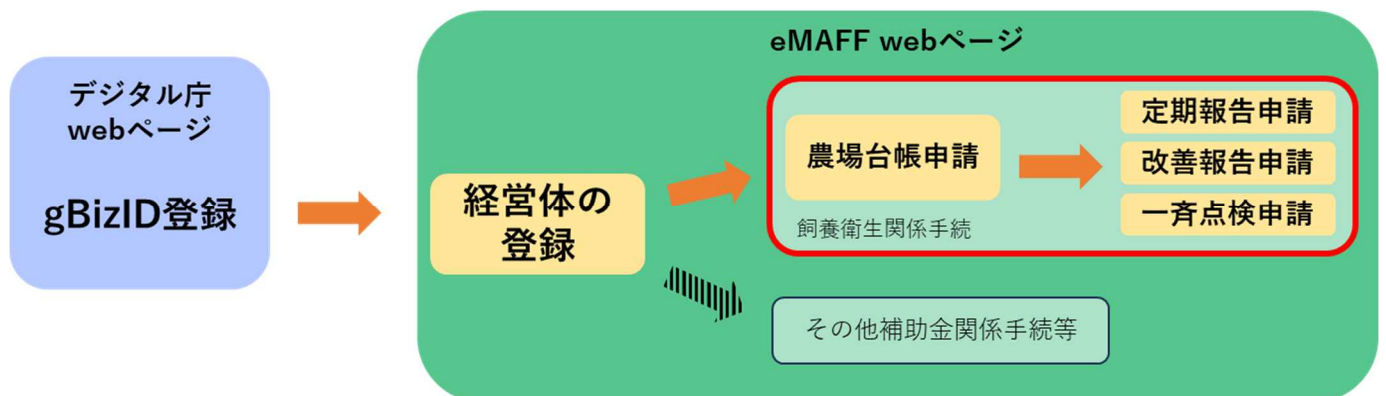
皆様に毎年報告をいただいている「定期報告」等の飼養衛生管理にかかる報告・手続きについて、令和7年2月分から、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を用いた報告が可能となります。  
※「家きん一斉点検」に関しては、今年の秋から報告が可能となります。

報告に際しては、デジタル庁 web ページで gBizID を登録した後、eMAFF サイトにアクセスし<sup>※1</sup>、「経営体情報」及び「農場台帳」を登録し、各種報告を行うこととなりますが、当面の間、従来通り家畜保健衛生所へ紙で提出することも可能です。

<sup>※1</sup>下図の赤枠部分について、農林水産省で開発中のアプリケーションによる報告も可能となる予定です。

紙により報告をいただく場合、家保において経営体情報の登録及び農場登録・各種報告を代理入力することとなるため、別紙により各経営体の gBizID 等の登録状況・電子申請の利用希望について確認・送付をお願いします。

なお、報告がない場合、家保にて各農場名での経営体・農場の登録及び報告を代理入力させていただきます。



※家保で代理入力した後、各経営体で gBizID を登録し、電子報告を行いたい場合、家保で代理入力した農場情報等移行・統合することができます。



○意向確認報告期限

家きん : 令和6年9月20日

それ以外の畜種 : 令和6年12月27日

○提出方法

FAX : 0276-45-9994

メール : [toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp](mailto:toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp)

電話 : 0276-45-2041

○gBizID、eMAFF について詳細は下記のサイトで確認をお願いします。

※システムの内容、登録方法及び利用方法等はデジタル庁・農水省へお問合せをお願いします。

・gBizID(デジタル庁)

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



・eMAFF(農林水産省)

<https://e.maff.go.jp/>



東部家畜保健衛生所

担当 環境衛生係 湯浅

T E L 0276-45-2041

F A X 0276-45-9994

Mail [toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp](mailto:toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp)

(別紙)

令和 年 月 日

東部家畜保健衛生所 へ  
FAX: 0276-45-9994  
メール: toubunou-kaho@pref.gunma.lg.jp

1 農場名 \_\_\_\_\_

※同一経営体で複数の農場を持つ場合は、すべての農場名を記入してください。

2 経営体名(代表者名) \_\_\_\_\_

※法人の場合は、以下に法人名及び法人番号を記入してください。

法人名 \_\_\_\_\_

法人番号 \_\_\_\_\_

3 gBizID 登録状況

登録済み ・ 未登録

4 eMAFF 利用状況

利用中 ・ 未利用

5 飼養衛生管理に関する電子申請の利用希望

自分で入力、申請する ・ 家保で代理入力を希望

6 経営体(本社)の所在地

東部家保管内 ・ その他(\_\_\_\_県\_\_\_\_市)

※代理入力を行う場合、経営体の所在地で経営体登録した後、東部家保で農場情報を登録することとなるため、経営体所在の家保と連絡調整させていただきます。

7 その他(特記事項等)

※農場ごとに経営体異なる場合、経営体ごとに回答・提出してください。